容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表３－１（事業適応の実施時期）

事業適応の実施時期

年　度	実　施　内　容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

（注）

１．計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。

２．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表３－２（半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売計画）

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

（注）

１．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始日以後10年以内の日を含む各事業年度のうち、生産又は販売を予定している年度における計画を記載すること。

２．「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品省令第１号イ及びロ（１）から（３）まで、第２号イ及びロ、第３号、第４号イからナまで並びに第５号イ及びロに掲げるもののいずれに該当するかを記載すること。

３．産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量は、産業競争力基盤強化商品省令の要件を満たすものの数量（燃料にあっては、化石燃料に係る部分を除く。）を記載するものとし、その単位は、生産及び販売を行う産業競争力基盤強化商品に応じてそれぞれ以下のとおりとする（以下同じ。）。

（１）半導体：枚（200ミリウエハー換算）

（２）自動車：台

（３）鉄鋼：トン

（４）基礎化学品：トン

（５）燃料：リットル

別表４（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

費用＼調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額						

（注）

１．「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

２．法第21条の24第１項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表５（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

（１）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

（２）　自社の事業活動における気候変動の重要性

（３）　環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

（注）

１．外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

２．公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、（３）の記載は要しない。